

1 保険金の請求方法



お客さま

①参照

保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があると思われる場合や、不明な点が生じた場合などについてもご連絡ください。

②参照

「契約内容」は、ご契約者に毎年10月に送付するご契約内容のお知らせでも確認できます。

1 入院した場合など ①

	請求できる 保険金	保険金受取人
被保険者が死亡したとき	死亡保険金	死亡保険金受取人
被保険者が入院したとき	入院保険金	被保険者

2 「契約内容」②を「保険証券」および「この冊子」で確認してください。

3 最寄りの郵便局、当社の支店、かんぽコールセンター ここにきこう
☎ 0120-552-950 にご連絡ください ③。

5 請求に必要な書類 ④ をすべて用意の上、提出してください。

④ 約款・HP参照

主約款・特約条項の「別表(必要書類)」や「当社ホームページ」(<http://www.jplife.japanpost.jp/>)をご参照ください。

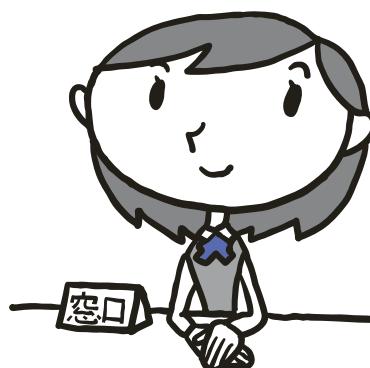
⑤ 約款参照

主約款「第40条」、災害特約「第42条」、傷害入院特約「第39条」、疾病傷害入院特約「第44条」



郵便局/
かんぽ生命保険

気軽に
ご相談ください。



4 請求にあたり、必要な書類を
ご案内します。

6 提出書類の
内容を確認します。

7 請求を受け付けた日の翌日から同日を含めて、
5営業日以内 ⑤ に
保険金を支払います。

○なお、保険金を支払うために確認が必要な場合は45日以内に、その確認に特別な照会や調査が必要な場合は180日以内に、保険金を支払います。

8 支払明細書により、支払
内容を確認してください。

保険料の払込免除の請求も同じです。

●契約内容の確認のお願い

○お客さまの契約内容によっては、複数の保険金の支払事由に該当することがありますので、「保険証券」を準備の上、確認してください。

- 被保険者が複数の契約に加入していませんか?
- 「死亡保険金」を請求する場合、今まで請求していない「入院保険金」や「手術保険金」はありませんか?
(例えば、その方が亡くなる前に、入院したり、入院中に手術した場合)
- 当社の定める「身体障がいの状態」に該当していませんか?
(例えば、「不慮の事故」により、片方の目が見えなくなったり、両耳が聞こえなくなったりの場合)
- 当社の定める「重度障がいの状態」に該当していませんか?
(例えば、「病気」や「ケガ」により、両目が見えなくなったり、寝たきりになった場合)

●保険金などの請求権の期限 ①

○保険金、保険料の払込免除、返戻金その他諸支払金を請求する権利は、行使しないまま「**5年間**」を過ぎると、その権利がなくなります。

早めの連絡および請求をお願いします。

5年間



①約款参照
主約款「第41条」、災害特約「第43条」、傷害入院特約「第40条」、疾病傷害入院特約「第45条」

●提出書類の費用負担

○保険金などの請求の際には「戸籍抄(謄)本」、「住民票」などお客さまが提出する書類があります。これらの書類の取得費用は、「原則、お客さまの負担になります。また、提出書類の内容を確認した結果、他の書類の提出をお願いすることがあります。

●事実の確認のお願い

○お客さまが提出した書類を確認した結果、当社の担当者または当社が委託した者から病気やケガの内容など事実の確認を行う場合があります。
確認の際には、ご協力をお願いします。なお、事実の確認が必要な場合は、当社から保険金を請求した方に通知します。

●診断書取得費用相当額の当社負担

○保険金などの請求の際に、診断書を提出したにもかかわらず、保険金の支払対象などとならなかった場合は、診断書取得費用相当額として、6,000円を支払います。

6,000円

(注)当社所定の要件を満たしていることが必要です。

▶ 指定代理請求制度

保険金受取人(=被保険者)が保険金を請求できない「当社所定の事情」がある場合、受取人に代わって、あらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が保険金を請求できる制度です。

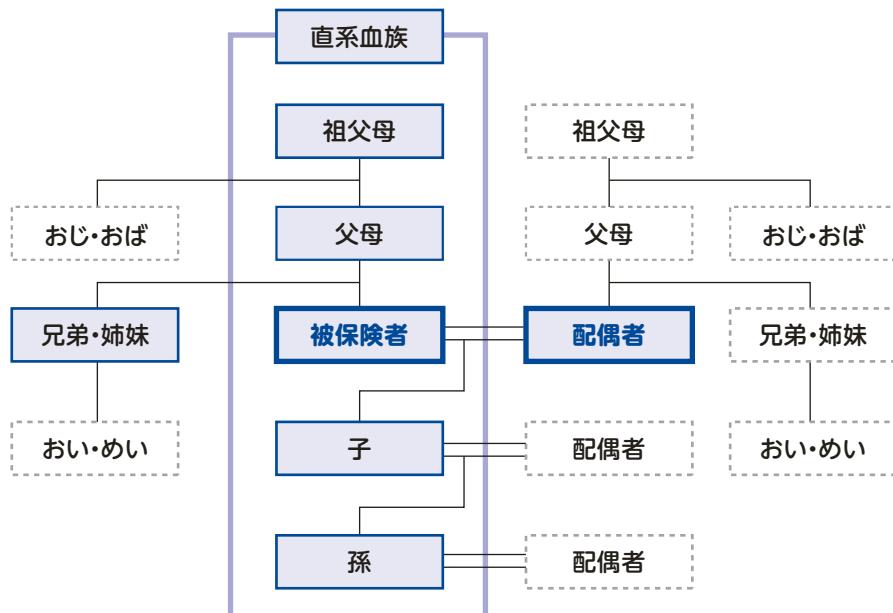
【指定代理請求ができる例】※当社が認めた場合に限ります。

- 事故や病気で、こん睡状態にあり、保険金の請求を行うことが難しいとき
- がんなどの病名の告知を医師から受けておらず、家族のみが知っているとき

- ご契約者は「被保険者の同意」を得て、あらかじめ次の範囲内で1人の方を、指定代理請求人として指定または変更することができます。指定代理請求人は、保険金などの請求時においても、この範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定または変更するための保険料は不要です。
- 指定代理請求人に保険契約の保障内容および代理請求ができるることをお知らせください。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
(例えば、祖父母、父母、子、孫)
- 被保険者の兄弟姉妹
- 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族(例えば、配偶者の父母、おじ、おば、おい、めい)

【指定代理請求人の範囲の例】



【指定代理請求人が請求できる保険金など】

基本契約・特約	保険金などの例
普通定期保険	重度障がいによる保険金(※1) 重度障がいの通知(※2) 身体障がいによる保険料の払込免除(※2) 重度障がいによる保険料の払込免除(※2)
無配当傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約	入院保険金、手術保険金、 長期入院一時保険金 保険料の払込免除(※2)
災害特約	傷害保険金 保険料の払込免除(※2)

※1 被保険者が受け取る場合(受取人が複数人である場合を除きます。)に限ります。

※2 ご契約者と被保険者が同一人の場合(ご契約者が複数人である場合を除きます。)に限ります。

⚠ ご注意

- 指定代理請求人に保険金などを支払ったときは、その後、同様の請求を受けても、当社は重複して支払いません。
- 指定代理請求人に保険金などを支払った後に、ご契約者または被保険者から問い合わせがあったときは、当社はその状況について事実に基づいて回答します。このとき、関係者の方々に万が一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 指定代理請求人本人が事故や病気などで保険金などの請求を行うことが難しいときでも、指定代理請求人の成年後見人などによる請求はできません。



2 基本契約の保障内容

▶ 普通定期保険(新普通定期保険)

①約款参照

主約款「別表3」

②参照

「重度障がいによる保険金」は後日請求を行うこととし、保険料の払込免除を受けて契約を継続することもできます。ただし、このときは、あらためて「重度障がいによる保険金」の請求をしてください。なお、「重度障がいによる保険金」の支払いをしたときは、契約は消滅しますので、ご注意ください。

(1) 保険金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	保険金受取人③
死亡保険金	被保険者が「死亡」したとき		
重度障がいによる保険金	被保険者が「重度障がいの状態」①(例えば、両目が失明したなど)になり、ご契約者からその旨の通知があったとき②	基準保険金額	死亡保険金受取人

③約款参照

保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡した場合は、新しい保険金受取人を速やかに指定してください。指定していない場合は、主約款に基づき保険金受取人が変更となります。主約款「第26条」をご覧ください。

④約款参照

主約款「別表1」

⑤約款参照

主約款「別表2」

⑥約款参照

主約款「別表4」

⑦しおり37P参照

「保険金などを支払いできない場合」をご参考ください。

- 被保険者が、加入後短期間に「不慮の事故」④または「当社所定の感染症」⑤によらないで、死亡したときの死亡保険金の額は、被保険者の死亡当時(重度障がいによる保険金は、通知時)の経過期間に応じて、次のとおりです。

契約日を含めて1年以内のとき 基準保険金額の50%

契約日を含めて1年経過後、かつ、1年6か月以内のとき 基準保険金額の80%

契約日を含めて1年6か月経過後、かつ、復活日を含めて6か月以内のとき 基準保険金額の90%

(2) 保険料の払込免除ができる場合

- 被保険者が「不慮の事故」でのケガにより180日以内に「身体障がいの状態」⑥になったとき
- 被保険者が病気またはケガにより「重度障がいの状態」になったとき

MEMO

3 特約の保障内容

▶ 1 特約の共通事項

●普通定期保険に付加できる特約の概要は、以下のとおりです。

特約名	保障内容	死亡保険金	傷害保険金	入院保険金	手術保険金	長期入院一時保険金	詳しくは しおり	約款
無配当傷害入院特約	「不慮の事故」①での「ケガ」による入院や手術に備えます。	—	—	○ ケガ	○ ケガ	○ ケガ	34 ページ	130 ページ
無配当疾病傷害入院特約	「病気」や「不慮の事故」での「ケガ」による入院や手術に備えます。	—	—	○ 病気 ケガ	○ 病気 ケガ	○ 病気 ケガ	35 ページ	161 ページ
災害特約	「不慮の事故」での「ケガ」による「死亡」や「身体障がい」②に備えます。	○ ケガ	○ ケガ	—	—	—	36 ページ	95 ページ



特約「別表1」



特約「別表2」



「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

特約保険料の払込免除ができる場合

- 基本契約の保険料が払込免除となったとき
- 基本契約の保険料が払込免除となり、特約保険料のみを払込み中の場合で、被保険者が「不慮の事故」でのケガにより、180日以内に「身体障がいの状態」になったとき

(1)「入院」および「手術」とは

- 「入院」①とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、「病院または診療所」②に入り、常に医師の管理下で治療に専念することをいいます。

①約款参照

入院特約「第2条」
(備考)

②約款参照

入院特約「第2条」
(備考)

「入院」に該当しない場合

- 病院・診療所が発行する領収証(診療報酬明細書)に「入院(基本料)」の計上がないとき
(例えば、外来手術での、大腸ポリープの切除や白内障のレーザー手術)
- 入院先が病院または診療所でないとき
(例えば、介護老人保健施設、助産院、鍼灸(しんきゅう)院、カイロプラクティック)
- 病気やケガの治療を目的としないとき
(例えば、美容のための入院、治療を主たる目的としない診断のための検査入院、介護のための入院、正常分娩による入院)

- 「手術」③とは、治療を直接の目的として、器具を用いて、生きている体に切断、悪い部分を摘出し取り除くなどの操作を加えること(放射線照射を含みます。)をいい、入院特約の別表4に定める「手術」をいいます。

③約款参照

入院特約「第2条」
(備考)および「別表4」

「手術」に該当しない場合

- 入院特約の別表4に定める「手術」に該当しないとき。
例えば、
 - ①被保険者以外の方に対する手術(新生児仮死蘇生術、胎児外回転術など)
 - ②治療を直接の目的としない手術(美容のための手術、臓器提供者の手術、出産に伴う胎児の娩出術(帝王切開を除く。)など)
 - ③生きている体に切断、悪い部分を摘出して取り除くことなどの操作を加えないもの(骨折の徒手整復術、椎間板ヘルニア徒手整復術など)

①約款参照

傷害入院特約「第5条」、疾病傷害入院特約「第6条」

②約款参照

疾病傷害入院特約「第6条」

(2) 1つの原因により2回以上入院した場合の「入院保険金」の取扱い

- 同じ不慮の事故により、2回以上の入院をした場合は、継続した1回の入院とみなして入院期間の日数を計算します **①**。
- 同じ病気(直接の因果関係がある複数の病気があるものを含みます。)により、2回以上の入院をした場合、前回の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は継続した1回の入院とみなして入院期間の日数を計算します **②**。

直接の因果関係がある複数の病気

病名が違っていても、医学上、一連の病気とみなされることがあります。

<一連のものとみなされることがある病気の例>

病名	左欄の病気と一連のものとみなされることがある病気
高血圧症	脳梗塞、脳血栓、脳出血、心筋梗塞、狭心症、心不全
糖尿病	糖尿病性血管障がい、糖尿病性腎症、糖尿病網膜症、糖尿病神経障がい、脳梗塞、脳血栓、心筋梗塞、心不全、狭心症
動脈硬化症	脳梗塞、脳血栓、心筋梗塞、心不全、狭心症、高血圧症
心筋梗塞	心不全、狭心症、不整脈
狭心症	心筋梗塞、心不全、不整脈
脳血栓	脳梗塞、失語症
慢性肝炎	肝硬変、食道静脈瘤(りゅう)、黄疸(おうだん)、肝臓がん
肝硬変	肝不全、食道静脈瘤(りゅう)、肝臓がん
慢性腎炎	腎不全、ネフローゼ症候群、尿毒症、腎性高血圧症

(3) 同一日に2種類以上の手術を受けた場合の「手術保険金」の取扱い

- 同一の日に2種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいすれか1種類のみ手術保険金を支払います **③**。

③約款参照

傷害入院特約「第7条」、疾病傷害入院特約「第8条」

(4)一定の種類の手術を受けた場合の「手術保険金」の取扱い

- 当社の定める一定の種類の手術を受けたときは、1つの「不慮の事故」または1つの「病気」による入院中につき「1回の支払いを限度」とします。

無配当傷害入院特約の場合	1つの「不慮の事故」による入院にかかるもの ①。
無配当疾病傷害入院特約の場合	1つの「不慮の事故」または1つの「病気」による入院にかかるもの ②。

①約款参照

傷害入院特約「別表4」(備考9)

②約款参照

疾病傷害入院特約「別表4」(備考9)

●当社の定める一定の種類の手術の例

- ①レーザー・冷凍凝固による眼球の手術
- ②悪性新生物温熱療法
- ③新生物根治放射線照射
- ④内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術
- ⑤衝撃波による体内結石破碎術

(5)「手術保険金」の支払事由の変更

- 当社は、手術保険金の支払事由に関する法令などの改正または医療技術の変化があり、手術保険金の支払事由に影響がある場合は、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額を変更することなく、手術保険金の支払事由を変更することができます。この場合、当社はその約款の規定を変更する2か月前までに、ご契約者に連絡します
③。

③約款参照

傷害入院特約「第42条」、疾病傷害入院特約「第47条」

▶2 無配当傷害入院特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人 ⑤
入院保険金	「不慮の事故」 ①でのケガにより3年以内に1日以上の「入院」 ②をしたとき	入院保険金日額 × 入院日数 1つの不慮の事故による入院につき 120日分が限度です。		特約基準保険金額 (入院保険金、手術保険金および長期入院一時保険金を通算します。) 被保険者
手術保険金	入院保険金の支払われる入院の原因と同一の原因により、入院中に「手術」③をしたとき	手術1回につき 入院保険金日額 × 5・10・20・40倍 (手術の種類に応じて定めている倍率 ④)		
長期入院 一時保険金	1つの「不慮の事故」①でのケガによる入院日数が継続して120日となったとき	特約基準保険金額 × 3% (例)特約基準保険金額が 200万円の場合 200万円 × 3% =60,000円		

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合) 200万円×1.5/1000=3,000円

約款参照

無配当傷害入院特約条項

①約款参照

傷害入院特約「別表1」

②しおり・約款参照

傷害入院特約「第2条」(備考)および「特約の共通事項」(30ページ)

③しおり・約款参照

傷害入院特約「別表4」および「特約の共通事項」(30ページ)

④約款参照

傷害入院特約「別表4」

⑤約款参照

被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱いは、傷害入院特約「第4条」をご覧ください。

しおり37P参照

「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

▶3 無配当疾病傷害入院特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人 ⑤
入院保険金	<p>①病気で1日以上 の「入院」① をしたとき ②「不慮の事故」 ②でのケガ により3年以内 に1日以上の 「入院」をした とき</p>	<p>入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>1つの病気または 1つの不慮の事故 による入院につき、 それぞれ120日分 が限度です。</p>	特約基準保険 金額 (入院保険金、 手術保険金お よび長期入院 一時保険金を 通算します。)	被保険者
手術保険金	入院保険金の支 払われる入院の 原因と同一の原 因により、入院中 に「手術」③を したとき	<p>手術1回につき 入院保険金日額 × 5・10・20・40倍 (手術の種類に 応じて定めている 倍率 ④)</p>		
長期入院 一時保険金	1つの病気また は1つの「不慮の 事故」②で のケガによる入院 日数が継続して 120日となっ たとき	<p>特約基準保険金額 × 3%</p> <p>(例)特約基準保 険金額が 200万円の場合 200万円 × 3% =60,000円</p>		

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合) 200万円×1.5/1000=3,000円

保険金などの請求

約款参照

無配当疾病傷害入
院特約条項

①しおり・約款参照

疾病傷害入院特約
「第2条」(備考)およ
び「特約の共通事
項」(30ページ)

②約款参照

疾病傷害入院特約
「別表1」

③しおり・約款参照

疾病傷害入院特約
「別表4」および「特
約の共通事項」(30
ページ)

④約款参照

疾病傷害入院特約
「別表4」

⑤約款参照

被保険者が死亡し
た場合の特約保険
金の請求の取扱い
は、疾病傷害入院
特約「第5条」をご覧
ください。

しおり37P参照

「保険金などを支
払いできない場合」を
ご参照ください。

▶ 4 災害特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人
死亡保険金	「不慮の事故」 ①でのケガにより180日以内に「死亡」したとき	特約基準保険金額の全額	特約基準保険金額 (死亡保険金および傷害保険金を通算します。)	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	「不慮の事故」でのケガにより180日以内に「身体障がいの状態」②になったとき	身体障がいの状態に応じて特約基準保険金額の10%~100%	被保険者 ③	

●複数の身体障がいの状態になった場合の「傷害保険金額」

- ①1つの「不慮の事故」でのケガによって、身体の同一部位④(例えば、肩関節以下)に、2つ以上の身体障がいが生じたときは、該当する支払割合のうち、最も高い支払割合で計算した傷害保険金額となります。
- ②「不慮の事故」でのケガによって、すでに身体障がいがあった部位と同一部位に、さらに身体障がいが加わったときは、その結果、生じた身体障がいの状態に応じた傷害保険金額から、すでになっていた身体障がいの状態に応じた傷害保険金額を差し引いた金額となります。



ご注意

- 被保険者が「不慮の事故」の日を含めて4日以内に死亡したときは、傷害保険金は支払わず、死亡保険金を支払います。

①約款参照

災害特約条項

①約款参照

災害特約「別表1」

②約款参照

災害特約「別表2」

③約款参照

被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取扱いは、災害特約「第4条」をご覧ください。

④約款参照

災害特約「別表4」の(4)

しおり37P参照

「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

4 保険金などを支払いできない場合

次の場合には、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。

▶ 1 「保険金の支払事由」または「保険料の払込免除事由」に該当しない場合

- 「保険金の支払い」や「保険料の払込免除」は、主約款・特約条項に定める支払事由または払込免除事由に該当する場合に受けることができます。
- 主約款・特約条項に定める保険金の支払事由または保険料の払込免除事由に該当しない場合は、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。

(1)「保障(責任)の開始時」①前の「病気」や「ケガ」を原因とするとき

- 「重度障がいによる保険金の支払い」、「特約保険金の支払い」や「保険料の払込免除」は、その原因となる「病気」または「ケガ」が基本契約または特約の保障(責任)の開始時以後に生じたことが、その要件となっています。
- したがって、保障(責任)の開始時前にすでに生じていた「病気」や「ケガ」を原因とする場合には、「重度障がいによる保険金の支払い」、「特約保険金の支払い」や「保険料の払込免除」はできません。

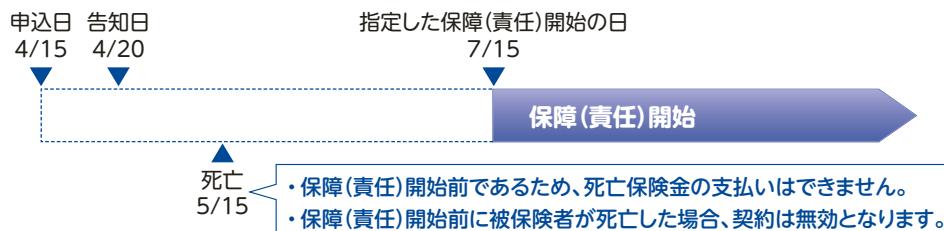


①しおり参照
「契約の保障(責任)の開始と契約日」(15ページ)、「契約の復活」(52ページ)

【保障(責任)開始の日を指定した場合の注意点】

- 指定した保障(責任)開始の日より前に死亡しても、保障(責任)開始前であるため、保険金の支払いはできません。

【例:指定した保障(責任)開始の日より前に被保険者が死亡した場合】



- 指定した保障(責任)開始の日より前にかかった「病気」や「ケガ」を原因とする場合には、「重度障がいによる保険金の支払い」、「特約保険金の支払い」や「保険料の払込免除」はできません。

【例:指定した保障(責任)開始の日より前に発病し、保障(責任)開始の日以後に入院した場合】



①約款参照

主約款「第2・4条」、災害特約「第7条」、傷害入院特約「第9条」、疾病傷害入院特約「第3・11・40条」

②しおり12P参照

「健康状態などの告知」

③しおり・約款参照

「特約の保障内容」(30ページ)、入院特約「第2条」(備考)および「別表4」

④約款参照

主約款「別表3」

⑤約款参照

主約款「別表4」、特約「別表2」

●ただし、保障(責任)の開始時前にかかっていた「病気」であっても、以下の場合には、保障(責任)の開始時以後にかかった「病気」とみなします **①**。

①保障(責任)の開始の日を含めて2年を経過した後に、その「病気」を原因とする入院・手術をしたとき(告知義務違反により当社が特約を解除することができる場合を除きます。)

②契約の申込みの際に、その「病気」について告知 **②** があったとき(※)

③その「病気」に関して、保障(責任)の開始時前に、次のアおよびイを満たすとき(ご契約者または被保険者がその「病気」による症状について、認識または自覚していた場合を除きます。)

ア 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

イ 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(※)「質問表(告知書)」にご自身で記入した「病気」のみが該当します。当社が引受けに当たって「病気」に関する事実を知っていたか否かにかかわらず、質問表(告知書)に記入しなかった「病気」は対象とはなりません。

(2)当社の定める「入院」③**に該当しないとき**

(3)当社の定める「手術」③**に該当しないとき**

(4)当社の定める「重度障がいの状態」④**に該当しないとき**

(5)当社の定める「身体障がいの状態」⑤**に該当しないとき**

▶2 免責事由などに該当する場合

●保険金の支払事由や保険料の払込免除事由に該当する場合でも、当社の主約款・特約条項に定める「免責事由」などに該当する場合は、保険金の支払いおよび保険料の払込免除はできません。免責事由などは、次のとおりです。

(1) 保険金の支払いができない場合

○や丸数字がある箇所が該当します。

保険種類・特約種類／保険金 免責事由など	普通定期 保険		災害特約		無配当傷害 入院特約 無配当疾病 傷害入院特約			無配当疾病 傷害入院特約		
	死亡 保険 金	重度障がいによる 保険金	ケガが原因			病気が原因				
			死亡 保険 金	傷害 保険 金	入院 保険 金	手術 保険 金	長期入院一時保険 金	入院 保険 金	手術 保険 金	長期入院一時保険 金
責任開始の日または復活の責任開始の日を含めて3年以内の自殺(※1)	○									
ご契約者または被保険者の故意または重大な過失	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○
被保険者の犯罪行為			○	○	○	○	○			
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故			○	○	○	○	○			
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故			○	○	○	○	○			
被保険者が運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故			○	○	○	○	○			
被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故			○	○	○	○	○			
被保険者の薬物依存								○	○	○
地震、噴火または津波(※2)			○	○	○	○	○			
戦争その他の変乱(※2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

①「ご契約者または特定された死亡保険金受取人の故意」と読みます。

②「ご契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意」と読みます。

③「ご契約者、被保険者または基本契約で特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失」と読みます。

※1 自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金を支払います。

※2 危険の程度により保険金を全額または削減して支払うときがあります。

(2) 保険料の払込免除ができない場合

○や丸数字がある箇所が該当します。

保険種類・特約種類 ／ 払込免除	普通定期保険		災害特約 無配当傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約	
	身体障がいによる 保険料の払込免除	重度障がいによる 保険料の払込免除	基本保険料の 払込免除に伴う 特約保険料の払込免除	身体障がいによる 特約保険料の払込免除
払込免除事由に 該当しても 保険料の払込免除を しない場合				
基本保険料が払込免除となった直接の 原因が特約の責任開始時前に生じたとき			○	
ご契約者、被保険者または特定された 死亡保険金受取人の故意または重大な過失	○	①		②
被保険者の犯罪行為	○			○
被保険者の精神障がいの 状態を原因とする事故	○			○
被保険者の泥酔の 状態を原因とする事故	○			○
被保険者が運転資格を持たないで 運転をしている間に生じた事故	○			○
被保険者が酒気帯び運転、または これに相当する運転をしている 間に生じた事故	○			○
地震、噴火または津波(※)	○			○
戦争その他の変乱(※)	○	○		○

①「ご契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意」と読みます。

②「ご契約者、被保険者または基本契約で特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失」と読みます。

※ 危険の程度により保険料の払込免除をする場合があります。



▶ 3 告知義務違反による解除の場合



①しおり12P参照

「健康状態などの告知
知」

▶ 4 重大事由による解除の場合



②約款参照

主約款「第17条」、
災害特約「第17条」、
傷害入院特約「第
18条」、疾病傷害入
院特約「第23条」

- 「重大事由」②とは、次のものをいいます。

【重大事由】

- ①ご契約者、被保険者(被保険者の自殺、自殺未遂は含みません。)または保険金受取人が保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で**保険事故**を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ②ご契約者、被保険者(被保険者の自殺、自殺未遂は含みません。)または保険金受取人が保険料を払込免除させる目的で**保険事故**を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ③保険金(保険料の払込免除を含みます。)の請求について、保険金受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
- ④ご契約者、被保険者または保険金受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
(※1)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(※2)反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用などをいいます。また、ご契約者もしくは保険金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
- ⑤その他契約を継続することを期待しえない重大な事由があるとき

- 上記の「重大事由」に該当し、当社が基本契約または特約を解除した場合は、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。ただし、上記④にのみ該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の受取人だけが該当した場合に限り、保険金のうち、その該当した保険金受取人に対して支払うこととなっていた保険金を除いた額を、他の受取人に支払います。
- 当社は、すでに保険金の支払いをしたときは、その返還を請求し、また、すでに保険料の払込免除をしたときは、その保険料を請求することがあります。

▶ 5 詐欺による取消し、または不法取得の目的による無効の場合

①約款参照

主約款「第19・20条」、災害特約「第19・20条」、傷害入院特約「第20・21条」、疾病傷害入院特約「第25・26条」

- 「**詐欺**」**①**または「**不法取得の目的**」**①**により契約を成立させた場合は、その契約は取消しまたは無効となることがありますので、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。この場合、すでに払い込んだ保険料は返しません。

▶ 6 保険料の払込みがなく、基本契約または特約が「解除」または「失効」となった場合

②しおり50P参照

「保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効」

- 保険料の払込みがなかったため、基本契約または特約が解除となったときまたは効力を失った(失効した)ときは、その解除後または失効後は保障がないため、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。詳しくは「保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効」のページ**②**をご参照ください。

▶ 7 加入限度額超過による解除の場合

③しおり14P参照

「保険金の加入限度額」

- 基本契約または特約の保険金額が「**加入限度額を超える**」ため、当社がその加入限度額を超えた基本契約または特約を解除したときは、その解除後は保障がないため、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません**③**。

5 保険金を支払いできる事例と支払いできない事例

●保険金を支払いできる場合、または支払いできない場合の代表的な事例です。他の事例についても当社ホームページ(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)に掲載しております。

●契約の保険種類・特約種類・加入時期によっては、取扱いが異なる場合があります。

▶事例 1

告知義務違反があった場合(死亡保険金)

<主約款(告知義務違反による契約の解除)>



支払いできます。

契約の申込み前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、契約の1年後に「慢性C型肝炎」とはまったく関係のない「胃がん」で死亡した場合



支払いできません。

契約の申込み前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、契約の1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝硬変」で死亡した場合

説明

- 契約の申込みに際して、健康状態について正確に告知する必要があります。
- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人に対して、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。
- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保険金などの支払事由の発生が保障(責任)開始の日を含めて2年以内であれば、告知義務違反として契約を解除することができます。この場合、死亡保険金は支払できません。
- ただし、保険金などの支払事由が、告知義務違反による契約の解除の原因となった事実によらない場合には保険金などを支払います。
- 保障(責任)開始の日から2年を経過していても、保険金などの支払事由が2年以内に発生していた場合には、契約を解除することができます。

▶事例 2

重度障がいの回復の見込みがある場合 (重度障がいによる保険金)

<主約款(重度障がいによる保険金の支払)>



支払いできます。

事故によるケガで、両目の損傷により失明した(障がいの状態が固定し、かつ、回復の見込みがない)場合



支払いできません。

網膜剥離により、両目の矯正視力が0.02以下となったものの、回復の見込みがあるため、現在治療中である場合

説明

- 重度障がいによる保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった病気または受けたケガを原因として、被保険者の状態が約款に定める重度障がいの状態に該当し、その重度障がいの状態が固定し、かつ、回復する見込みがなくなった場合に、ご契約者からその通知を受けて支払います。■①
- 約款に定める障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。



「保険金などを支払いできない場合」
①しおり37P参照

▶事例 3

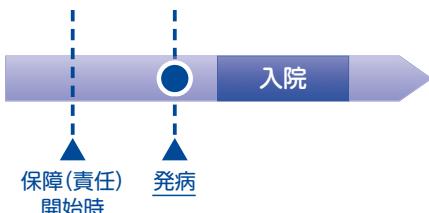
保障(責任)開始時前に発病した場合(入院保険金)

<入院特約 第2条(特約保険金の支払)>



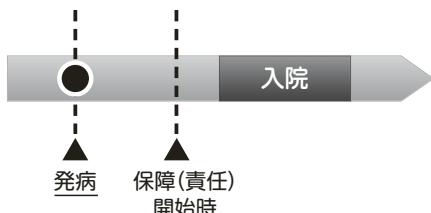
支払いできます。

保障(責任)開始時以後に発病した「椎間板ヘルニア」により、入院した場合



支払いできません。

保障(責任)開始時前から治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、保障(責任)開始時以後に悪化して入院した場合



説明

○入院保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった病気または不慮の事故によるケガを原因とする入院に対して支払います。

○保障(責任)開始時前に発病した「椎間板ヘルニア」により、入院した場合は、支払いできません。

○保障(責任)開始時前に悪化して入院した場合は、支払いできません。ただし、当社所定の条件を満たす場合は、支払うことがあります ①。

①しおり37P参照

「保険金などを支払いできない場合」

▶事例 4

支払日数限度を超過した場合(入院保険金)

<無配当傷害入院特約 第3条、第5条、第6条>

<無配当疾病傷害入院特約 第4条、第6条、第7条>



支払いできます。

食道がんにより130日入院した後に退院し、その2か月後に心筋梗塞により130日入院した場合



食道がんによる入院について120日分支払います。心筋梗塞による入院についても120日分支払います。



2回目の入院は支払いできません。

肝硬変により130日入院した後に退院し、その後2か月後に肝臓がんにより130日入院した場合



(※)直接の因果関係のある2つ以上の病気は、1つの病気とみなします。

肝硬変による1回目の入院について120日分支払います。肝臓がんによる2回目の入院については、1回目の入院と通算しますので、支払日数の限度(120日)を超えることになり、支払いできません。

説明

○入院保険金は、1つの病気または1つの不慮の事故によるケガを原因とする入院に対して、120日分を限度に支払います。

○病気による入院の場合、被保険者が退院日の翌日からその日を含めて180日を経過してから再度同じ病気を原因として入院したときは、新たな病気によるものとみなして、入院保険金を支払います。

○ケガによる入院の場合、不慮の事故の日から3年以内に開始した入院について、120日分を限度として、入院保険金を支払います。

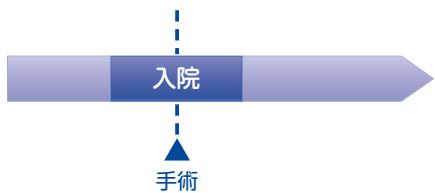
▶事例 5

入院を伴わない手術などの場合(手術保険金)

<入院特約 別表4>

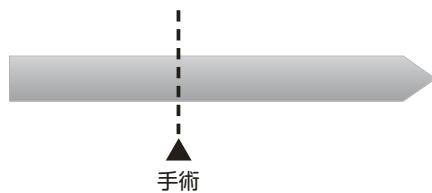
○ 支払いできます。

入院を伴った所定の手術を受けた場合



✗ 支払いできません。

入院を伴わない外来での手術を受けた場合



説明

○手術保険金は、入院保険金を支払いできる入院期間中(※)に、その入院の原因となつた病気またはケガにより所定の手術を受けたときに支払います。

(※)病院・診療所が発行する領収証(診療報酬明細書)に「入院(基本)料」の計上がないとき(例えば、外来手術をしたとき)は、「入院保険金を支払いできる入院」には該当しません。

○入院を伴わない外来での手術とは、入院をせず外来で手術のみを受けた場合などを指します。

○入院保険金を支払いできる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合は、その間に受けた手術についても手術保険金を支払います。

▶事例 6

1回の支払いを限度とする手術の場合(手術保険金)

<入院特約 別表4>



支払いできます。

【1回の支払いを限度としない手術】

事故による骨折で入院中に、

1回目:大腿骨骨折観血的接合術
(筋骨の手術)

2回目:肋骨骨折観血的接合術
(筋骨の手術)

を受けた場合、2回目以降も支払います。

筋骨の手術であり、それぞれの手術に対する手術保険金を支払います。

(同日の手術は高い倍率の手術1回のみ支払います。)



支払いできません。

【1回の支払いを限度とする手術】

動脈硬化症の入院中に、

1回目:経皮的冠動脈形成術
(血管カテーテルの手術)

2回目:四肢の血管拡張術・血栓除去術
(血管カテーテルの手術)

を受けた場合、2回目以降は支払いできません。

説明

○以下の種類の手術は、1つの病気または1つの不慮の事故によるケガを原因とする入院(※)につき、1回目のみ支払います。

- レーザー・冷凍凝固による眼球の手術
- 悪性新生物温熱療法
- 新生物根治放射線照射
- 内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術
- 衝撃波による体内結石破碎術

(※)1つの病気によって保険期間中に2回以上入院された場合、2回目以降の入院の開始日が直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前であれば、それらの入院は1つの病気による入院とします。

また、ケガによる入院の場合、不慮の事故の日から3年以内に2回以上入院したときは、120日分を限度として、入院保険金を支払います。

▶事例 7

身体障がいの状態になった場合(傷害保険金)

<災害特約 第2条(特約保険金の支払)>



支払いできます。

交通事故による脊髄損傷により、両下肢が完全に麻痺し、その後回復の見込みがない場合



支払いできません。

交通事故の後遺症で両膝の関節が全く曲がらなくなつたが、医師に回復の見込みがあると診断された場合

説明

○傷害保険金は被保険者が特約の保障(責任)開始時以後に不慮の事故によりケガをし、そのケガを直接の原因として、その事故の日から180日以内に災害特約条項に定める身体障がいの状態に該当し、その身体障がいの状態が固定し、かつ回復の見込みがない場合に支払います。

○災害特約条項に定める身体障がいの状態は、身体障害者福祉法などに定める身体障がいの状態とは異なります。

